

【川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替の取扱金融機関の変更について（三井住友信託銀行の取消）】

三井住友信託銀行が川崎市指定代理金融機関の指定を取り消されることに伴い、「**川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替**」の取扱金融機関からも取り消しとなりますので、その旨お知らせいたします。

現在、掛金の口座振替（引き落とし）口座を三井住友信託銀行の口座に登録されている事業者様につきましては、他の取扱金融機関への変更が必要となります。

対象事業者様にはこちらから御連絡させていただきますので、お手数をおかけしますが、「**川崎市勤労者福祉共済届出事項変更届**」等の御提出をお願いいたします。

また、今後、掛金の口座振替口座を三井住友信託銀行へ変更や新規で届出があった場合、別の取扱金融機関への変更のお願いをさせていただきます。

なお、給付金の受領については、引き続き「三井住友信託銀行」の口座をお使いいただけます。

- 1 川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替の取扱金融機関から取り消しとなる金融機関
三井住友信託銀行

- 2 口座振替収納終了年月日
令和5年11月30日（木）
ただし、納付書による店頭窓口での納付については令和6年3月29日（金）まで納付できます。

- 3 三井住友信託銀行以外に口座振替の利用が可能な金融機関
みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、横浜信用金庫、川崎信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、城南信用金庫、世田谷信用金庫、神奈川県医師信用組合、中央労働金庫、セレサ川崎農業協同組合
※上記の金融機関は令和5年12月1日（金）以降も引き続き川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替を御利用いただけます。